



1. はじめに♪

皆さん、明けましておめでとうございます。知的財産の「伝説の名指揮者(?)」こと弁理士の中川^{きよむね}浄宗です。今年もどうぞよろしくお願いたします。

今回のレッスンからは、著作権法が保護する「著作物」として認められるために必要な条件についてお話ししていきます。

もちろん、著作権法に限らず、知的財産法全般にわたって、「どのようなものがその法律によって保護されるか」という問題は、非常に重要です。

しかし、著作権法は、特許法などとは異なり、国家機関による審査や登録などのいかなる手続きも必要とせず、著作物を創作しただけで、著作者は著作者人格権および著作権を享有できる「無方式主義」という考え方を採っています(著作権法17条2項)。

そうすると、さまざまな知的財産法のなかでも、特に著作権法をめぐる紛争が生じた際には、紛争の原因がそもそも著作物といえるかどうかについて争われることが非常に多いのです。

そのような紛争の一つとして、今回は、知的財産高等裁判所における平成24年4月25日の判決「女性用ベスト事件」を紹介しましょう。

今回のレッスンを通じて、皆さんには、アイデアは著作物として保護されるかという問題をマスターしていただきます。これが皆さんの著作権法の「名演奏家」への第一歩になります。

2. アイデアの取り扱い♪

まず、著作権法2条1項は、「著作物」について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義しています。

そうすると、著作物として保護されるのは、あくまでも思想または感情、すなわちアイデアといった内面的な存在を外面的な存在として表したものであるということになります。

一方、その表現のもとになったアイデアのような内面的な存在それ自体は、著作物として保護されないということになります。

1つ例を挙げましょう。昔から仲の悪い姉妹ファッションデザイナーH子とJ子がいたとします(アレっ? 朝の連ドラのモデルになったあの……)。

ある時、H子が、「21世紀はキノコの時代である」と考え、胸元に大きなキノコ柄の刺繍^{ししゅう}を一つ設けたかわいらしいワンピース α をファッション・ショーで発表しました。すると、ワンピース α は、見事に大ヒットし、渋谷の女子高生たちはみんな着ようになりました。

H子の成功が面白くないJ子は、ワンピース α に対抗して、裾に小さなキノコ柄の刺繍をたくさん設けた大人っぽいワンピース β をファッション・ショーで発表しました。すると、ワンピース β も見事に大ヒットし、丸の内のOLたちはみんな着ようになりました。

そうすると、H子は、やっぱりJ子の成功が面白くありませんので、一計を案じました(話の流れからすると、2時間ドラマでは密室トリックなどの事件に発展しそうですが……)。

すなわち、H子はJ子に対して、キノコをモチーフにしたワンピース α は著作物であるから、同様にキノコをモチーフにしたワンピース β の製造や販売はH子の著作権侵害に当たると主張しようと考えたのです(☹)。

果たして、H子によるこのような主張は認められるでしょうか？ ここが今回のレッスンのポイントです。

それでは、先ほどのアイデア自体は著作物として保護されないということ念頭に置きながら、いよいよ今回の判決を紹介していきましょう。

3. この事件のあらすじ

まずは、この事件の「主人公」を紹介しましょう。

1人目の主人公である原告Xさんは、手編み物の作品展および編み物教室の開催などの活動をしている手編み物の作家です。

2人目の主人公である被告Y₁社は、繊維製品の製造および販売などを事業として行っている株式会社です。

3人目の主人公である被告Y₂さんは、V研究会を主宰して編み物教室の開催などの活動をするとともに、W協会の理事を務めてきた方です。

Y₂さんは、Y₁社との間において、手編み講習会における講師業務ならびに見本作品のデザインおよび製作業務についての業務委託契約を締結しています。

次に、少し長くなりますが、この事件の「あらすじ」をお話します。

Xさんは、平成10年3月ごろ、手編みによって作成された別紙図面記載の構成を備える女性用のベスト(X編み物)およびX編み物の作成方法を説明するX編み図を制作しました。

Xさんは、平成10年当時、V研究会の編み物教室でY₂さんの補佐を務めていたところ、Y₂さんに勧められて、同年4月ごろにW協会の編み物講習会でX編み物を発表するとともに、同年5月ごろにV研究会の編み物教室内に展示しました。

平成10年6月ごろ、Xさんは、Y₂さんをデザイン考案者と表示する編み図の原稿にX編み図と同じデザインが描かれていると感じたため、Y₂さんとの間でそのことを指摘する手紙のやり取りをした後、V研究会を退会し、Y₂さんの補佐も辞任しました。

Y₂さんは、平成21年秋ごろ、Y₁社との業務委託契約に基づいて、Y₁社製の毛糸の販売促進用作品の制作業務をY₁社から受託しました。

Y₂さんは、デザインの概要を決め、V研究会の会員に対して、デザインの概要を伝え、細部の構成については口頭で指示を与えながら、かぎ針を使用した手編みによって作成された女性用のボレロ(Y編み物)およびY編み物の作成方法を説明するY編み図を作成させ、Y₁社に納入しました。

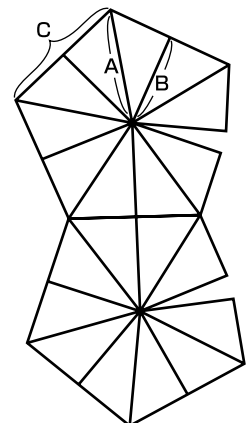
Y₁社は、下請け会社に委託して、Y編み物を量産し、その販売および貸し出しを行っています。また、Y₁社は、Y₂さんのデザインによるものと表示して、Y編み物の写真を各種の出版物におけるY₁社の広告に使用するとともに、自社の作品展示会においてY編み物を展示し、また、顧客などに対してY編み図のコピーを配布しました。

最後に、この事件の「争点」を確認しておきましょう。

Xさんは、Yさんらに対して、「Y編み物はX編み物を複製または翻案したものであるから、Yさんらによる上記の各行為は、自らの有する著作権および著作者人格権を侵害するものである」と主張し、Y編み物の販売などの差し止め、損害賠償および謝罪広告の掲載を求めたのがこの事件です。

それでは、初回のレッスンでお話ししたとおり、「規範定立」→「当てはめ」→「結論」の「法的三段論法」の流れで判決を押さえていきましょう。

【別紙図面】



4. この判決の内容♪

1. 規範定立

この判決のポイント

著作権法は、著作権の対象である著作物の意義について「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（著作権法2条1項1号）と規定しているのであって、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならない。

2. あてはめ

そこで検討すると、Xは、X編み物について、いずれも「形の最小単位は直角三角形であり、この三角形二つの各最大辺を線対称的に合わせて四角形を構成し、この四角形五つを円環的につなげた形二つをさらにつなげた形」と表現される別紙図面記載の構成（本件構成）を有するものであって、この点に創作性が存在すると主張するものであるところ、確かに、（中略）X編み物は、Aモチーフの中心部分で編み目の方向が変わるとともに、寄せ目部分で編み目が重なることにより編み目が直線状に浮き上がって見え、この線が、Xの

主張する別紙図面記載のAの線として看取できるものとなっており、また、隣接するA、B、Cモチーフをそれぞれ異なる色とすることにより、モチーフ同士のとじ目を境として両側の色が異なるものとなり、その境界部分がB又はCの線として看取できるものとなっていることが認められる。

そうすると、X編み物は、（中略）編み目の方向の変化、編み目の重なりなどにより、線を浮き上がらせることによってAの線を表現し、かつ、隣接する各モチーフの色を異なるものとすることによってB、Cの線を表現しているものであり、編み地が平面的で均一なものであることなどと相まって、A、B、Cの線で構成される直角三角形の形状を強調し、全体として、直角三角形をパズルのごとく組み合わせたような面白さや

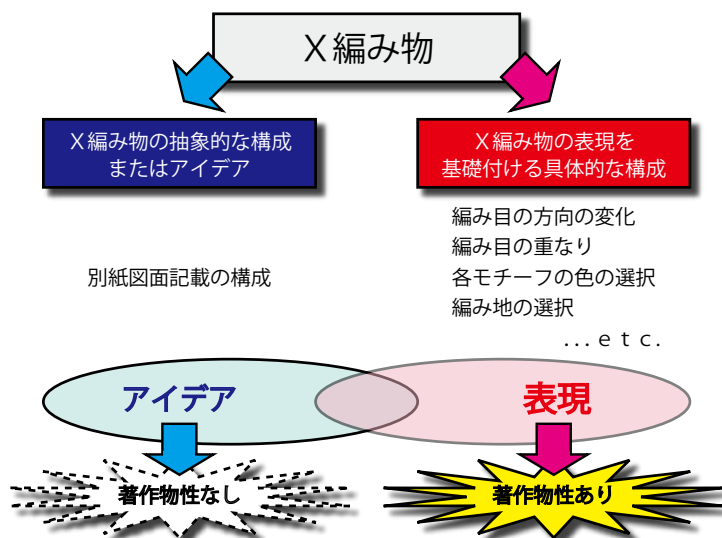
斬新な印象を表現しようとしたものと認められるのであって、X編み物においては、編み目の方向の変化、編み目の重なり、各モチーフの色の選択、編み地の選択等の点が、その表現を基礎付ける具体的構成となっているものといえることができる。

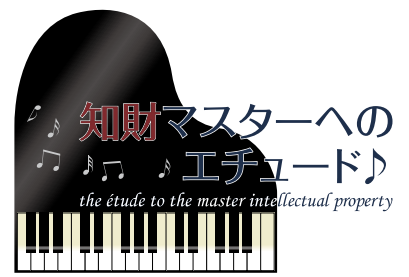
そうすると、X編み物は、これらの具体的構成によって、上記の思想又は感情を表現しようとしたものであって、これらの具体的構成を捨象した、「線」から成る本件構成は、表現それ自体ではなく、そのような構成を有する衣服を作成するという抽象的な構想又はアイデアにとどまるものというべきである。

3. 結論

したがって、X編み物に著作物性を認めることはできない。

【ひと目で分かるこの判決のポイント】





5. 実務への指針♪

結論としては、この事件では、X編み物の構成はアイデアにとどまるものであって、X編み物に著作物性を認めることはできないため、XさんからYさんらに対するY編み物の販売などの差し止め、損害賠償および謝罪広告の掲載などは認められなかったということです。

今回の判決には、次のような実務上の意義があると考えられます。

すなわち、アイデアは、著作物に該当せず、著作権法による保護を受けられないと明示したうえで、X編み物について、編み目の方向の変化などの具体的な構成を取り除いた別紙図面記載の「線」から構成される抽象的なデザインは、アイデアにとどまるものであって、著作物としては認められないと述べている点にあります。

そうすると、先ほどのH子とJ子の例でいえば、H子のワンピース α がキノコをモチーフにしていることはアイデアにすぎないため、著作権法による保護を受けることはできません。

よって、J子のワンピース β が、たとえワンピース α にインスピレーションを得たものであっても、キノコをモチーフにしているワンピースであるということだけを理由として、H子に対して著作権の侵害を主張することはできないのです。H子がじだんだを踏んでいる姿が目には浮かびます。

もし、H子がJ子に対して著作権の侵害を主張できるとすれば、ワンピース β も、ワンピース α と同様に、胸元に大きなキノコ柄の刺繍を一つ設けているといったように、その表現に同一性のあることが必要です。

ところが、ワンピース β は、裾に小さなキノコ柄の刺繍をたくさん設けているワンピースですから、ワンピース α との間には、その表現に同一性はありません。

なぜ、著作権法は、あくまで表現されたものを著作物として保護し、その表現のもとになったアイデアは保護しないとしているのでしょうか？

もし、キノコをモチーフにしたワンピースであるというH子のアイデアが著作権法によって保護されるとすれば、H子の著作権の保護期間中は、J子はもちろん、誰もキノコをモチーフにしたワンピースを製作できなくなってしまうおそれがあります。

そうすると、キノコをモチーフにしたワンピースであるという同じアイデアから生まれる多様な表現、つまり、胸元に大きなキノコ柄の刺繍を1つ設けたワンピースや、裾に小さなキノコ柄の刺繍をたくさん設けたワンピースといったいろいろなワンピースが生まれなくなってしまいます。

ですから著作権法は、作品のアイデアそれ自体については、著作物として保護しないとしています。

6. おわりに♪

つまり、著作権法としては、H子とJ子に著作権をめぐるケンカなどしないで、キノコをモチーフにしたいろいろなワンピースを仲良く作ってもらいたいわけですね（これなら朝の連ドラの最終回以上の感動です〈涙〉）。

しかし、ある作品について、どこまでがアイデアであって、どこからがその表現に当たるかを明確に切り分けることが難しい場合も多々あります。

今回紹介した判決は、その切り分け方を示した1つの事例として実務に影響を与えるでしょう。

すなわち、特に衣服についていえば、別紙図面記載のような抽象的なデザインはアイデアにとどまり、編み目の方向の変化などの具体的な構成は表現になり得るということです。

よって、この具体的な構成まで考慮すれば、X編み物が著作物に該当する余地はあったのかもしれませんが。

それでは今回の「アイデアの著作物性」のレッスンはここまでにしておきましょう。皆さんお疲れさまでした。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

鈴木・中川特許事務所 所長／弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。知的財産の実務に携わりながら、専修大学・神奈川大学では講師も務める。講義でも本稿でも知的財産法を知財ビギナーにハッキリと説明することが至上命題。最も心に沁みる合唱曲は「翼をください」。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp>
E-mail : customer@ipagent.jp